

【総合的な方針】

I. 権利擁護支援センターへの転換

- 事業開始当初より、「成年後見の受任を中心とするセンターを目指すのか」か、「地域の権利擁護支援の中心となるセンターを目指すのか」という大きな課題を抱えながら事業を進めてきた。
- 「甲賀圏域における権利擁護支援システム検討会」で議論し、また「高齢者、障がい者なんでも相談会」や「権利擁護支援事例検討会」を実施する中で、地域での課題が明らかになった。ぱんじーは、成年後見制度に関するセンターにとどまることなく、権利擁護支援の中心となって、権利擁護支援を必要とする人たちを支えていくことが必要である。そのためには、人員の増員はもちろんのこと、「『権利擁護支援センター』への名称変更」「行政や社協と協働した権利擁護支援システムの構築」が課題となっている。
そのためには、継続して両市と協議し、行政としての権利擁護支援のあり方、その中でのはんじーの機能、役割を具体化していく年度としていく。
- 平成 26 年度、滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の助成金を受け、2つの調査研究を行った。専門職後見人や法人後見受任団体への調査の中で、後見人を支える機能をぱんじーに求める意見があった。この他にも、調査結果を反映させた事業を展開していく。
- 法人後見受任に関しては、権利擁護支援センターの機能を果たしていくためには、当面受任を見送り、権利擁護支援センターの機能が整理できた時点で、受任についても改めて検討することを提案する。

II. 継続事業

- センターの周知だけではなく、成年後見制度、権利擁護の啓発、普及が優先課題であったが、相談が次々に寄せられ、事業開始から1年で、延べ件数が、倍増した。そのため、啓発、普及に関しては不十分で、今後も継続していく必要がある。
- 県内各地に権利擁護に関する相談機関（仮：権利擁護支援センター）が、設立された。他のセンターとも情報交換や交流を図りながら、より質の高い支援を目指す。

III. 人材確保

- 相談員の確保に努めてきたが、現在まで相談員兼所長の1人のみで、大変脆弱な体制である。目指している「権利擁護支援センター」の役割を果たすためには、最低、相談員3名体制は必須である。